

広島県告示第五百九十六号

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第三号）別表の規定により、広島県立文化芸術ホールの附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年広島県告示第二百十三号（広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の規定による広島県立文化芸術ホールの附属設備の利用料金の範囲）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	単 位	利用料金の範囲
ピアノ（スタインウェイ フルコンサート）	一台につき	二二、八九〇円以内
ピアノ（国産 フルコンサート）	一台につき	一四、三〇〇円以内
ピアノ（スタインウェイ アップライト）	一台につき	五、七三〇円以内
オーケストラピット	一式につき	一一、四五〇円以内
迫り	一式につき	四、三〇〇円以内
反響板	一式につき	一四、三〇〇円以内
楽壇（二段）	一式につき	一二、二七〇円以内
楽壇（二段）	一式につき	九、四一〇円以内
楽壇（一段）	一式につき	五、七三〇円以内
演壇	一台につき	四、三〇〇円以内
司会台	一台につき	二、四六〇円以内
所作台	一式につき	一七、一七〇円以内
指揮台（譜面台付き）	一台につき	一、八六〇円以内
譜面台	一台につき	二九〇円以内
平台	一台につき	五九〇円以内
金屏風	一双につき	五、七三〇円以内
太鼓	一台につき	二、八七〇円以内
地絨 <small>がすり</small>	一枚につき	五、〇五〇円以内
毛せん	一枚につき	一、四四〇円以内
上敷	一枚につき	六九〇円以内
沙幕 <small>しよ</small>	一枚につき	五、七三〇円以内
松羽目	一式につき	四、九一〇円以内
椅子（高椅子）	一脚につき	四二〇円以内

折り畳み椅子	一脚につき	一五〇円以内
折り畳み椅子	五〇脚から七九脚までにつき	五、七三〇円以内
折り畳み椅子	八〇脚以上につき	八、五九〇円以内
折り畳み机	一台につき	二八〇円以内
白板・スクリーン	一枚につき	一、三七〇円以内
能舞台	一式につき	二八、六〇〇円以内
スクリーン(布)	一枚につき	四、一〇〇円以内
ステージマット(舞台用)	一式につき	九、九六〇円以内
スモークマシン(オイルを含む。)	一台につき	九、九六〇円以内
ポータブルステージ	一台につき	一、〇九〇円以内
ステージマット(三階)	一式につき	二、八七〇円以内
テーブルクロス	一枚につき	六九〇円以内
場内拡声装置	一式につき	九、九六〇円以内
補助スピーカー(フルレンジ)	一台につき	二、四六〇円以内
補助スピーカー(ツウエイ)	一台につき	三、五五〇円以内
ミキシングアンプ(八・一六チャンネル)	一台につき	四、三〇〇円以内
ミキシングアンプ(二四チャンネル)	一台につき	一、四五〇円以内
マイクروفオン(ダイナミック)	一本につき	一、八六〇円以内
マイクروفオン(コンデンサー)	一本につき	二、八七〇円以内
マイクروفオン(ステレオ用)	一本につき	五、七三〇円以内
マイクروفオン(ワイヤレス)	一本につき	四、三〇〇円以内
マイクروفオンエレベーター装置(三点吊 <sup>つり</sup> を含む。)	一式につき	一、四四〇円以内
マイクروفオンスタンド	一台につき	四二〇円以内
カセットテープレコーダー	一台につき	二、八七〇円以内
CDプレーヤー	一台につき	二、八七〇円以内
デジタルテープレコーダー	一台につき	四、三〇〇円以内
効果用アンプ	一台につき	二、八七〇円以内
MDプレーヤー	一台につき	四、三〇〇円以内
オープンデッキ	一台につき	五、七三〇円以内
ビデオデッキ	一台につき	二、八七〇円以内
ビデオセット	一式につき	四、三〇〇円以内

電源設備（特別電源三〇〇キロボルトアンペア）	一キロワットまで とにつき	四二〇円以内
映写機（一六ミリ）	一台につき	一四、三〇〇円以内
映写機（三五ミリ）	一台につき	二二、八九〇円以内
照明（作業灯）	一式につき	一四、三〇〇円以内
照明（反響板）	一式につき	一九、〇七〇円以内
照明（一〇〇キロワットまで）	一式につき	三一、四七〇円以内
照明（一五〇キロワットまで）	一式につき	四二、九〇〇円以内
照明（二〇〇キロワットまで）	一式につき	五四、三五〇円以内
セット外照明器具	一キロワットまで とにつき	四七〇円以内
クセノンピンスポット（三キロワット用）	一台につき	七、一七〇円以内
エフェクトマシン類	一台につき	二、八七〇円以内
スライドプロジェクター	一台につき	五、七三〇円以内
オーバーヘッドプロジェクター	一台につき	五、〇五〇円以内
譜面灯	一台につき	二九〇円以内
レーザーマーカー	一本につき	三、五五〇円以内
スタジオ照明器具（四階）	一式につき	八、五九〇円以内
PARライト	一台につき	四五〇円以内
応接室（楽屋）	一室につき	二、一二〇円以内
応接室（ロビー）	一室につき	二、八七〇円以内
楽屋（大）	一室につき	二、八七〇円以内
楽屋（小・和）	一室につき	一、七三〇円以内
映写室	一室につき	四、三〇〇円以内
浴室	一室につき	二、一八〇円以内
中継室	一室につき	二、八七〇円以内
持込器具	一キロワットまで とにつき	四二〇円以内
カメラ持込料	一回につき	二、八七〇円以内
ビデオカメラ持込料	一回につき	四、三〇〇円以内

備考

- 一 ホール利用に伴って利用する場合の利用料金（「持込器具」、「カメラ持込料」及び「ビデオカメラ持込料」を除く。）は、午前（九時から十二時まで）、午後（十三時から十六時まで）及び夜間（十七時から二十一時まで）のそれぞれの区分ごとに徴収する。

- 二 この表の「電源設備（特別電源三〇〇キロボルトアンペア）」の利用料金とは、当該設備から電力の供給を受けて設備等を使用する場合の利用料金をいい、使用する設備等の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 三 この表の「セット外照明器具」の利用料金は、使用する照明器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 四 この表の「持込器具」の利用料金は、持ち込む器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。